イ　区分番号１５に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料の注１に規定する単一建物診療患者が１人又は指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）に規定する居宅療養管理指導費のハ若しくは指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）に規定する介護予防居宅療養管理指導費のハに規定する単一建物居住者が１人の場合　100点

ロ　イ以外の場合　50点

14　医療ＤＸ推進に係る体制として別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局（注２に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局を除く。）において調剤を行った場合は、電子的調剤情報連携体制整備加算として、月１回に限り、８点を所定点数に加算する。

15　別に厚生労働大臣が定める保険薬局において調剤をした場合には、門前薬局等立地依存減算として、所定点数から15点を減算する。

16　注３又は注４と、注５から注８まで又は注12から注15までに規定する点数とを合算した点数が３点を下回る場合は、３点を算定する。

０１　薬剤調製料

１　内服薬（浸煎薬及び湯薬を除く。（１剤につき））　24点

注　服用時点が同一であるものについては、投与日数にかかわらず、１剤として算定する。なお、４剤分以上の部分については算定しない。

２　屯服薬　21点

注　１回の処方箋受付において、屯服薬を調剤した場合は、剤数にかかわらず、所定点数を算定する。

３　浸煎薬（１調剤につき）　190点

注　４調剤以上の部分については算定しない。

４　湯薬（１調剤につき）

イ　７日分以下の場合　190点

ロ　８日分以上28日分以下の場合

⑴　７日目以下の部分　190点

⑵　８日目以上の部分（１日分につき）　10点

ハ　29日分以上の場合　400点

注　４調剤以上の部分については算定しない。

５　注射薬　26点

注　１回の処方箋受付において、注射薬を調剤した場合は、調剤数にかかわらず、所定点数を算定する。

６　外用薬（１調剤につき）　10点

注　４調剤以上の部分については算定しない。

注１　１の内服薬について、内服用滴剤を調剤した場合は、１調剤につき10点を算定する。

２　５の注射薬について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、中心静脈栄養法用輸液、抗悪性腫瘍剤又は麻薬につき無菌製剤処理を行った場合は、無菌製剤処理加算として、１日につきそれぞれ69点、79点又は69点（15歳未満の小児の場合にあっては、１日につきそれぞれ237点、147点又は137点）を所定点数に加算する。

３　麻薬を調剤した場合は各区分の所定点数に１調剤につき70点を加算し、向精神薬、覚醒剤原料又は毒薬を調剤した場合は、１調剤につき８点を各区分の所定点数に加算する。

４　保険薬局が開局時間以外の時間（深夜（午後10時から午前６時までをいう。以下この表において同じ。）及び休日を除く。）、休日（深夜を除く。以下この表において同じ。）又は深夜において調剤を行った場合は、時間外加算、休日加算又は深夜加算として、それぞれ所定点数の100分の100、100分の140又は100分の200に相当する点数を所定点数に加算する。ただし、専ら夜間における救急医療の確保のために設けられている保険薬局において別に厚生労働大臣が定める時間において調剤を行った場合は、所定点数の100分の100に相当する点数を所定点数に加算する。

５　午後７時（土曜日にあっては午後１時）から午前８時までの間（深夜及び休日を除く。）、休日又は深夜であって、当該保険薬局が表示する開局時間内の時間において調剤を行った場合は、夜間・休日等加算として、処方箋受付１回につき40点を所定点数に加算する。ただし、注４のただし書に規定する場合にあっては、この限りでない。

６　次の薬剤を自家製剤の上調剤した場合は、自家製剤加算として、１調剤につき（イの⑴に掲げる場合にあっては、投与日数が７又はその端数を増すごとに）、それぞれ次の点数（予製剤による場合又は錠剤を分割する場合はそれぞれ次に掲げる点数の100分の20に相当する点数）を各区分の所定点数に加算する。ただし、別に厚生労働大臣が定める薬剤については、この限りでない。

イ　内服薬及び屯服薬

⑴　錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤又はエキス剤の内服薬　20点

⑵　錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤又はエキス剤の屯服薬　90点

⑶　液剤　45点

ロ　外用薬

⑴　錠剤、トローチ剤、軟・硬膏剤、パップ剤、リニメント剤、坐剤　90点

⑵　点眼剤、点鼻・点耳剤、浣腸剤　75点

⑶　液剤　45点

７　２種以上の薬剤（液剤、散剤若しくは顆粒剤又は軟・硬膏剤に限る。）を計量し、かつ、混合して、内服薬若しくは屯服薬又は外用薬を調剤した場合は、計量混合調剤加算として、１調剤につきそれぞれ次の点数（予製剤による場合はそれぞれ次に掲げる点数の100分の20に相当する点数）を各区分の所定点数に加算する。ただし、注６に規定する加算のある場合又は当該薬剤が注６のただし書に規定する別に厚生労働大臣が定める薬剤である場合は、この限りでない。

イ　液剤の場合　35点

ロ　散剤又は顆粒剤の場合　45点

ハ　軟・硬膏剤の場合　80点

第２節　薬学管理料

区分

１０　削除

１０の２　調剤管理料

１　内服薬（内服用滴剤、浸煎薬、湯薬及び屯服薬であるものを除く。）を調剤した場合（１剤につき）

イ　長期処方（28日分以上）の場合　60点

ロ　イ以外の場合　10点

２　１以外の場合　10点

注１　処方された薬剤について、患者又はその家族等から服薬状況等の情報を収集し、必要な薬学的分析を行った上で、薬剤服用歴への記録その他の管理を行った場合に、調剤の内容に応じ、処方箋受付１回につき所定点数を算定する。ただし、区分番号００に掲げる調剤基本料の注２に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局においては、算定できない。

２　１については、服用時点が同一である内服薬は、投与日数にかかわらず、１剤として算定する。なお、４剤分以上の部分については算定しない。

３　患者又はその家族等から収集した情報等に基づいて残薬が確認された患者において、処方医の指示又は処方医に対する照会の結果に基づき、残薬の調整のために７日分以上相当の調剤日数の変更が行われた場合（別に厚生労働大臣が定める保険薬局において行われた場合を除く。）は、調剤時残薬調整加算として、次に